

令和7年3月18日開催

令和6年度尾張旭市指定介護保険サービス事業者等集団指導 質疑回答

(全サービス共通)

Q 1. 資料4-1「3 勤務体制の原則について」で「非常勤換算の場合は、有給休暇等を勤務時間に含むことができない」という取扱いが、以前は可能であったと認識している。取扱いに変更があったのか。

A 1. 非常勤の従業者の有給休暇は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めません。

なお、人員基準は、提供日ごとに必要な員数が定められている場合や、単位ごとに必要な員数が定められている場合等様々です。サービス種別ごとに運営基準をよくご確認ください、基準違反がないよう、勤務体制の確保をお願いします。

また、前任者に確認を行ったところ、上記の取扱いは以前から同様であり取扱いに変更はない旨、申し伝えます。

【14.3.28 事務連絡 運営基準等に係る Q&A / I】緑本 P.282 参照

Q. 常勤換算方法により算定される従業者が出張したり、また休暇を取った場合に、その出張や休暇に係る時間は勤務時間としてカウントするのか。

A. 常勤換算方法とは、非常勤の従業者について「事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の員数に換算する方法」（居宅サービス運営基準第2条第8号等）であり、また、「勤務延時間数」とは、「勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間（又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む））として明確に位置づけられている時間の合計数」である（居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-（2）等）。

以上から、**非常勤の従業者の休暇や出張（以下「休暇等」）の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めない。**

なお、常勤の従業者(事業所において居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-(3)における勤務体制を定められている者をいう。)の休暇等の期間についてはその期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱うものとする。

(居宅介護支援・介護予防支援)

Q 2. 介護保険最新情報 Vol.1286 において、令和 7 年度より利用票の様式に「TAIS・届出コード」の記載欄が設けられる旨が、発出された。

介護保険最新情報 Vol.1362 では、ケアプランデータ連携システムでデータ連携を行わない場合は、当面の間、空欄にしておいてよいとあったが、当面の間を尾張旭市はどれくらいの期間と考えているか。

A 2. データ連携システムを導入している事業所は、給付管理システムがバージョンアップされた時点で、利用票に記載し、データ連携を行ってください。データ連携システムを導入していない事業所は、直ちに整備する必要はありませんが、将来を見据えて、事業所判断で順次準備を進めてください。

現時点では、尾張旭市として期間を設けません。

【Vol.1362 介護保険最新情報『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について】(令和 6 年 7 月 4 日付け老認発 0704 第 1 号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)に関する Q & A (令和 7 年 3 月 6 日)】

(問) 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について(令和 6 年 7 月 4 日付け老認発 0704 第 1 号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)において、居宅サービス計画書の様式に「用具名称(機種名)」及び「TAIS コード・届出コード」の項目が追加されたが、これらの項目について、記載は必須とされるのか。

(答) これらの項目については、居宅介護支援事業所と福祉用具貸与事業所間で取り扱う項目を統一し、効率的なデータ連携を行うことができるようにする観点から、居宅サービス計画書の様式に追加したものである。このため、ケアプランデータ連携標準仕様に準じた CSV ファイルによりデータ連携を行う場合は記載を行うものとし、データ連携を行わない場合は、当面の間、当該項目を空白として差し支えない。また、記載する場合、「用具名称(機種名)」の欄に記載するのは具体的な機種名とする。なお、居宅介護支援事業所と福祉用具貸与事業所間で取り扱う項目を統一し、効率的なデータ連携を行うことが出来るよう所要の見直しを行った趣旨については、「介護保険最新情報 Vol.1177 (令和 5 年 10 月 6 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)」の問 16 も参照いただきたい